南第二小学校と南成瀬小学校の学校統合、 仮校舎への通学及び在校生の学区外通学制度等について

本資料は以下の内容を記載しております。

- ◇南成瀬地区統合新設小学校の児童・学級数、統合・新校舎建設スケジュール、新たな通学区域
- ◇2025年度~2027年度の仮校舎への通学(通学路、通学費補助金、通学経路)
- ◇統合時に在籍する児童(在校生)への特例措置について

在校生は、学区変更により通学する学校が変わっても変更前後どちらの学校も選択できます。

仮校舎へ通学することとなる在校生は隣接校への通学も選択できます。 (統合前の学区外の仮校舎へ通学する場合)

◇特例措置による学区外通学について

学区外通学の申請時期は2024年4月を予定していますので必ず本資料をご確認ください。

1.南成瀬地区統合新設小学校の概要	Р1
2.2025年度~2027年度の仮校舎への通学	P 4
3.学校統合時に在籍する児童(在校生)	への特例措置について
(1) 通学する学校が変わる在校生への	特例措置 ······P6
(2) 仮校舎へ通学することとなる在校:	生への特例措置P7
4.在校生への特例措置による学区外通学	の申請スケジュールP8





1. 南成瀬地区統合新設小学校の概要(2023年策定「町田市南成瀬地区小学校新たな学校づくり基本計画 より抜粋+一部加工+加筆)

(1) 児童数・学級数

2025 年度の南第二小学校と南成瀬小学校の統合時の通常の学級の推計児童数は 661 人、2028 年度の新校舎使用開始時の推計児童数は 619 人です。

また、南第二小学校に設置している「知的障がい特別支援学級」については継続するとともに、新たな小学校においては、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」を設置します。

(在度)

【通常の学級】

			(十)又)	
学校名	児童数(学級数)			
子似石	2023	2025	2028	
南第二小学校	321 (12)	661 (23)	619 (20)	
南成瀬小学校	341 (12)	001 (23)	019 (20)	

※2023年度は4月時点の児童数・学級数。2025年度及び2028 年度は2023年度に実施した推計における児童数・学級数。

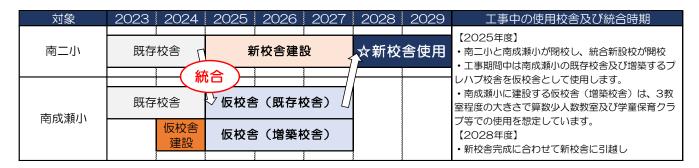
【特別支援学級】

(年度)

【				
学校名	区分	児童数 (学級数)	2028	
		2023		
南第二小学校	知的障がい特別 支援学級	24 (3)	「知的障がい特別支援学級」・「自閉症・情緒障が い特別支援学級」を設置	

(2) 統合・新校舎建設のスケジュール

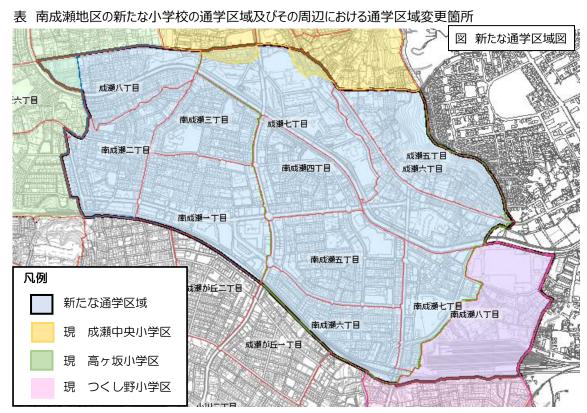
南成瀬地区では、2025 年度に南第二小学校・南成瀬小学校が統合し、通学先が現在の南成瀬小学校となります。その後、2028 年度に、現在の南第二小学校の校地に建設する新校舎の使用を開始します。



(3) 新たな通学区域

南成瀬地区の新たな小学校の通学区域は、2025 年度に通学区域を変更し、町区域名「成瀬5~8丁目」全域及び「南成瀬1~8丁目」全域を通学区域とします。

南成瀬地区の新たな小学校の通学区域及びその周辺における通学区域変更箇所については以下の表をご参照ください。



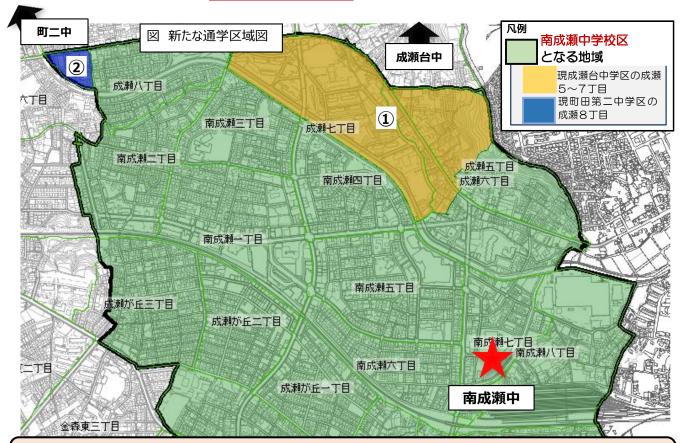
	通学区域が変更となる	5町区域(学校別)	変更年度	通学区域変更時点の通学先
	小学校名	町区域	发史 中反	<u> </u>
1	南第二小学校	成瀬5~7丁目		
		南成瀬4~7丁目		
2	南成瀬小学校	成瀬8丁目		現在の南成瀬小学校※
		南成瀬1~3丁目	2025	(南第二小・南成瀬小の統合校)
3	つくし野小学校	南成瀬8丁目		
4	成瀬中央小学校	成瀬7丁目		
5	高ヶ坂小学校	成瀬8丁目		

[※]が付してある通学先は、2028年度に、現在の南第二小学校に建設する新校舎に通学先が変更します。

南成瀬地区の統合新設小学校区の中学校の通学区域が変わります。

南成瀬地区の小学校の通学区域の統合及び変更に併せて、中学校の通学区域の変更を行います。変更時期は、小学校の通学区域の変更があった翌年度です。

南成瀬地区の小学校区域は全区域南成瀬中学校の通学区域となります。



当該地域において、2026 年度に南成瀬中学校に通学区域が変更となるのは、2026 年度に入学する新1年生のみです。すでに成瀬台中学校、町田第二中学校に通学している2年生、3年生は現在の通学校に在籍することとします。

No.	通学	区域が変更となる町区域(学校別)	変更年度	通学区域変更時点の通学先
INO	中学校名	町区域	夕 丈十/又	(中学校)
1	成瀬台中学校	成瀬5~7丁目	2026	南成瀬中学校
2	町田第二中学校	成瀬8丁目	2026	南成瀬中学校

○統合小学校の小中接続

指定校の変更がある時点

	2012.4.2~2013.4.1生まれ		2013.4.2~2014.4.1生まれ	
統合校学区	小学校6年生	中学校1年生	小学校6年生	中学校1年生
	(2025.3 卒業)	(2025.4 入学)	(2026.3 卒業)	(2026.4 入学)
南第二小学校学区	南第二小学校	居住地 成瀬台中学校 により 南成瀬中学校	南成瀬地区統合 新設小学校	南成瀬中学校
南成瀬小学校学区	南成瀬小学校	南成瀬中学校	南成瀬地区統合 新設小学校	南成瀬中学校

まちだ子育てサイトで地区別の学校統合や学区再編の予定、生年月日に応じた学校統合等の影響を確認できます!



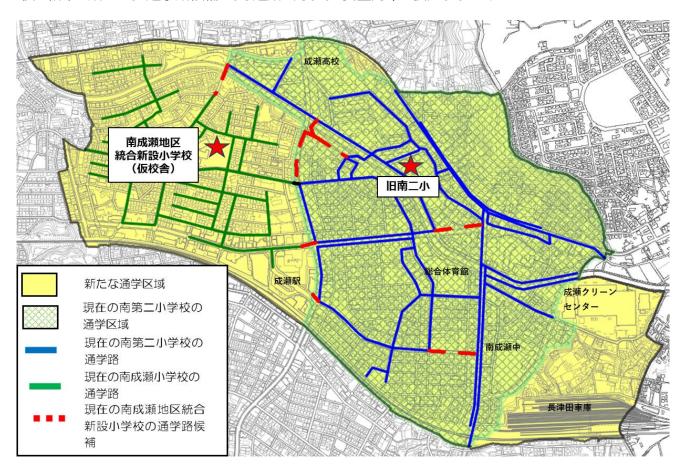
2. 2025 年度~2027 年度の仮校舎への通学(通学路、通学費補助金、通学経路)

2025 年度の南第二小学校と南成瀬小学校の統合時には、現南第二小学校の通学区域に居住している児童は、南成瀬地区の新たな小学校(現南成瀬小学校)へ通学することとなります。

正式な通学路については、学校が安全状況を確認した上で決定する予定です。

(1) 通学路の安全確認

教育委員会では、各学校の通学路について、2年に一度、学校、保護者、道路管理者、交通管理者(警察)とともに合同安全点検を実施しています。現在の通学路は安全が確認できていますので、2023年3月に通学路同士の接続部分(下図の赤点線)を通学路候補として、合同安全点検を実施しました。現在、点検の結果を踏まえて、通学路候補となる道路に対しての安全対策を検討しています。



(2) 町田市通学費補助金について

町田市では公共交通機関を利用して指定校に通学する場合、通学距離が小学校からおおむね 1.5 km以上ある場合は通学費補助の対象となります。

【通学距離の計測方法】

自宅―バス停―学校最寄りバス停―学校 の合算した距離がおおむね 1.5 km

【支給金額】1か月の通学定期代金の3分の2の額(小児定期券2,570円×2/3=<u>1,710円</u>) 【支給時期】1学期分…9月 2学期分…1月 3学期分…4月

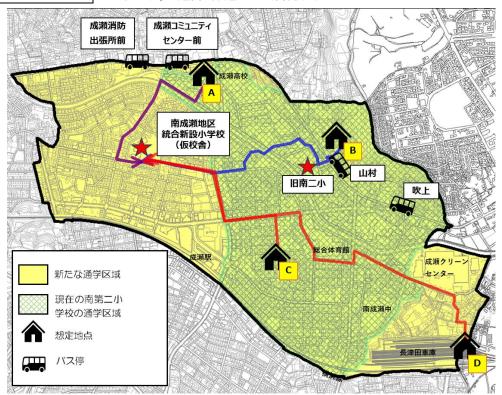
(3) 通学経路について

家庭でも開校までにどのような通学経路で学校に行くことになるのか、お子さんと一緒にご確認いただくようお願いします。下記の例は想定案です。

必ずしもこの経路で通学する必要はありませんが、ご参考にしてください。

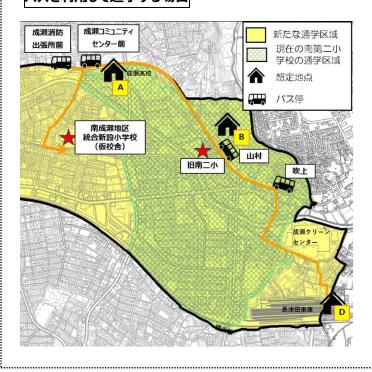
想定通学経路案

※子どもが歩く速度は分速 67mで計算しています。



A 地点	成瀬7丁目付近	
通学方法	徒歩	
南成瀬地区統合新設 小学校までの距離	おおむね0.8km	
通学時間	おおむね12分	
B 地点	成瀬5丁目付近	
通学方法	徒歩	
南成瀬地区統合新設 小学校までの距離	おおむね1.1km	
通学時間	おおむね17分	
C #h/E		
D 地点	南成瀬5丁目付近	
通学方法	帝成瀬5丁目付近 徒歩	
通学方法 南成瀬地区統合新設	徒歩	
通学方法 南成瀬地区統合新設 小学校までの距離	徒歩 おおむねO.9km	
通学方法 南成瀬地区統合新設 小学校までの距離 通学時間	徒歩 おおむねO.9km おおむね14分	
通学方法 南成瀬地区統合新設 小学校までの距離 通学時間	徒歩 おおむねO.9km おおむね14分 南成瀬8丁目付近	

バスを利用して通学する場合



【D】バスでの通学距離の測り方	
① 自宅 ~ バス停(吹上)	0.8km
② バス停(吹上) 〜バス停(成瀬消防出張所前)	1.5km
③ バス停 (成瀬消防出張所前) 〜学校	0.5km
	計2.8km

所要時間(徒歩含む):25分

行き 2023年10月1日時点

想定されるバスの時刻表

時	吹上 発	山村 発	成瀬コミュニティセ ンター前 着	成瀬消防出張所 前 着
7	31 51	32 52	35 55	36 56
8	01	02	05	06

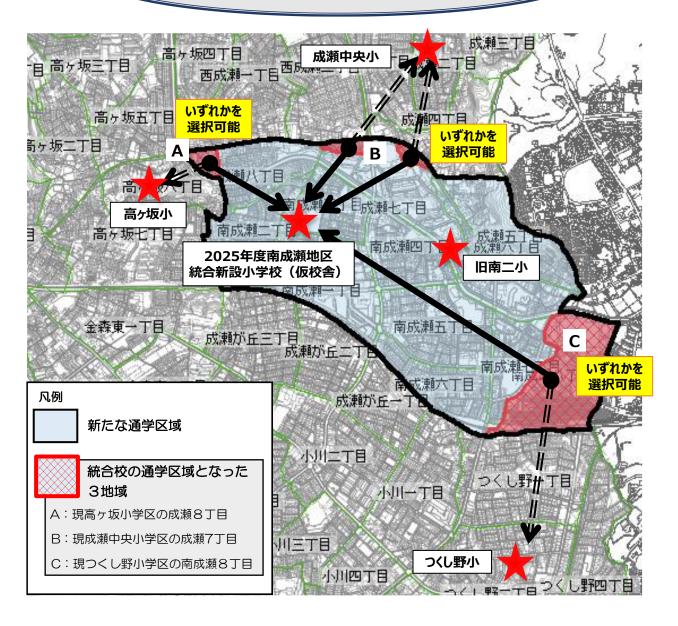
帰り 2023年10月1日時点 成瀬消防出張所 山村 着 吹上 着 前 発 ンター前 発

3. 学校統合時に在籍する児童(在校生)への特例措置について

(1) 通学する学校が変わる在校生への特例措置

2025年度の南第二小学校と南成瀬小学校の統合時に、統合校の通学区域となった3地域(現高ヶ坂小学校区の成瀬8丁目、現成瀬中央小学校区の成瀬7丁目、現つくし野小学校区の南成瀬8丁目)に居住する在校生については、新たな通学指定校である南成瀬地区統合新設小学校と通学区域変更前の在籍校のいずれかを選択できます。

在校生は、学区変更により通学する学校が変わっても、 変更前後どちらの学校も選択できます。



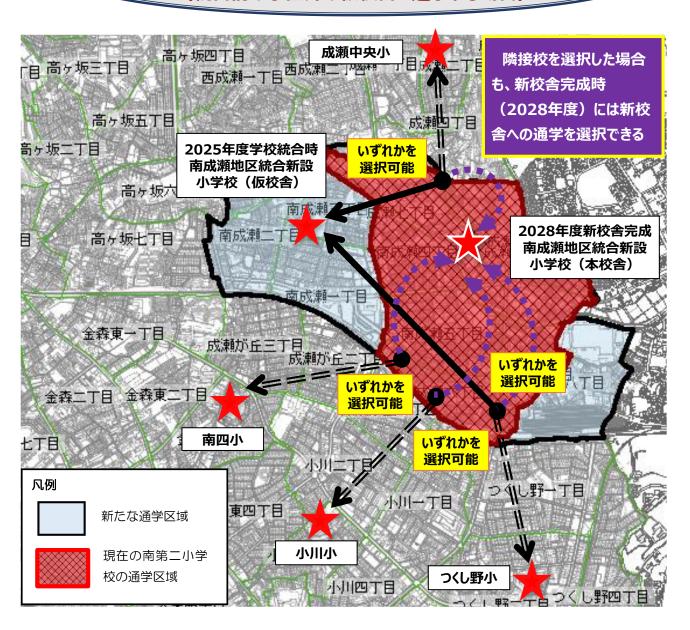
(2) 仮校舎へ通学することとなる在校生への特例措置

2025 年度の学校統合時に、統合前の南第二小学校の通学区域に居住している児童は、2028 年度に南第二小学校の校地に建設する新校舎が完成するまでの期間、南成瀬小学校に位置する仮校舎へ通学することとなります。

その際、2024 年度に南第二小学校に在籍していた統合時の 2 年生から 6 年生は、南第二小学校に隣接する小学校(南第四小学校、つくし野小学校、小川小学校、成瀬中央小学校)に受入枠がある場合、統合新設小学校と隣接校のいずれかの通学を選択できます。

また、隣接校を選択した場合においても、2028 年度に新校舎が完成した際、新校舎への通学を選択することができます。

仮校舎へ通学することとなる在校生は隣接校も選択できます。 (統合前の学区外の仮校舎へ通学する場合)



4. 在校生への特例措置による学区外通学の申請スケジュール

(1) 在校生への特例措置による学区外通学制度について

上記 3 で示した「通学する学校が変わる在校生への特例措置」及び「仮校舎へ通学することとなる在校生への特例措置」により 2025 年 4 月に対象者が選択可能となる学区外通学制度は以下の内容となります。

〇通学する学校が変わる在校生への特例措置

対象者	本来の指定校	学区外通学制度で 選択できる学校
現つくし野小学校区の南成瀬8丁目に居住していて、2024年度 につくし野小学校に在籍していた統合時の2年生~6年生		つくし野小学校
現成瀬中央小学校区の成瀬7丁目に居住していて、2024年度 に成瀬中央小学校に在籍していた統合時の2年生~6年生	南成瀬地区統合 新設小学校	成瀬中央小学校
現高ヶ坂小学校区の成瀬8丁目に居住していて、2024年度に 高ヶ坂小学校に在籍していた統合時の2年生~6年生		高ヶ坂小学校

〇仮校舎へ通学することとなる在校生への特例措置(2025年度)

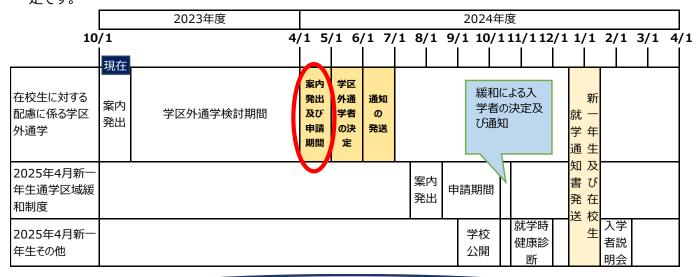
対象者	本来の指定校	学区外通学制度で 選択できる学校
現南第二小学校の通学区域に居住していて、2024年度に 南第二小学校に在籍していた統合時の2年生~6年生	南成瀬地区統合 新設小学校	南第四小学校 (受入枠がある場合) つくし野小学校 (受入枠がある場合) 小川小学校 (受入枠がある場合) 成瀬中央小学校 (受入枠がある場合)

[※]仮校舎に通学する児童への配慮に係る学区外通学は、希望する学校に受入枠がある場合可能となります。

隣接校を選択した場合であっても、新校舎完成時には新校舎への通学を選択することもできます。

(2) 学区外通学制度についての申請方法及びスケジュール

学区外通学制度の申請時期は、2024年4月を予定しています。申請にあたっては、学区外通学の申請書類を学校を通じて発出します。申請期間は1カ月間程度となります。その後決定通知を6月に発送する予定です。



2024年4月が在校生の学区外通学制度の申請期間となります。